

第 3 3 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 19 分

2. 開催場所 中央公民館 3 階 大会議室

3. 出席委員 (1 3 名)

1	山 本 伸 男	2	山 本 弥 須 弘	3	篠 崎 英 明	4	松 浦 栄
5	中 本 誉	6	兵 頭 正 男	7	那 須 健 一		
9	清 家 壽 秋	1 0	山 下 展 輝	1 1	浅 野 剛 志	1 2	毛 利 久 志
1 3	兵 頭 知 幸	1 4	谷 口 雄 記				

4. 欠席委員 (1 名)

8	山 田 耕 二						
---	---------	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 1 2 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 1 2 3 号 非農地証明願について

日程第 4 議案第 1 2 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥 藤 幸 利	主幹	新 谷 茂	主事	水 代 康 成
----	---------	----	-------	----	---------

7. 会議の概要

事 務 局	(司会進行)
会 長	(会長挨拶)
事 務 局	(司会進行)
議 長	ただいまの出席委員は <u>13</u> 名であります。山田農業委員、善家推進委員、より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第33回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に11番 <u>あさの たけし 委員</u> 、12番 <u>もうり ひさし 委員</u> 、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	続いて日程第2 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である <u>ひょうどうともゆき</u> 兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代しました。
議 長 (兵頭委員)	順位1番について、 <u>たにぐちゆうき</u> 谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号14番 谷口です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第122号 順位1番 説明】
谷 口 委 員	3月12日に譲受人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第122号 順位1番 説明】
谷 口 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
芝 委 員	はい。
議 長	芝推進委員。
芝 委 員	推進委員の芝ですが、申請書の中にある樹園地の中に作付け予定作物が多 肉植物とあるんですが、多肉植物は結構幅が広いんですが何を作られるの ですか。
議 長	休憩いたします。
議 長	再開いたします。
谷 口 委 員	多肉植物の種類や名前などが必要やったら今日のところは聞き漏らしてい るので、次回報告で、要するに観葉植物というかそういった感じのもので あったのは確かなんですよ。畑の中に植えるとかではなくて、表現悪いん ですけど庭先みたいなところでポットに入れて植物を育て、そして育った 植物を観葉植物のグループがあるみたいなんですがそういう仲間を通じて 販売していくということを聞いてます。種類までは聞いてきてないのでそ の点が必要であつたら次回種類だけの報告はさせてもらって、今回この案 件だけはかけていただきたいなと現地確認行った人間としてお願いしたい んですが。どうでしょうか。
芝 委 員	中身がどうこうもあるんですが、単純に言うたらサボテンかなと思った んですよ。それでもう一つはこの様式の中で樹園地の中に書いてあるん ですが、農地の売買の分は地目は水田で現況は畑なんですよ。現況の中 に多肉植物と入るんじゃないですか。これは樹園地になっているからいさ さかどうなのか。
議 長	事務局。
事 務 局	はい。芝推進の言われる通り、今回樹園地のところに書くのではなく畑の 方に書くのが正しいと思いますので、申請者の方に訂正していただくよう にお願いしておきます。以上です。
議 長	谷口委員。
谷 口 委 員	芝さん。言われる通りサボテンみたいなそんな形とかネットで調べてみる と観賞用の植物みたいなので、その栽培についてはかなり前から研究され

	ているみたいで、ぜひやっていきたいということやったんでそこら辺のこととも考慮しながら皆さんで審議してもらったと思います。
議 長 (兵頭委員)	多肉植物いうたら葉っぱがないんですよ。葉っぱが無くてちょっと上に載つとるくらいな感じで、ものすごい種類は多いと思いますのでなかなか限定することは難しいと思いますけど。芝さん他にご質問ありますか。
芝 委 員	多肉植物がどうこうではないんですけど、ここの書き方として売買が水田で現況地目が畑のものをわざわざ樹園地に書くということは、永年性の多肉植物なのかと思ったんですよ。そうじゃなかったら、たぶん畑のところに書くのでいいのではないかと思ったんですよ。要するにここの書き方だけの問題です。
谷 口 委 員	その書き方については、〇〇さんの御主人〇〇さんが当初、原型変更で埋め上げてその後に柚子を植える予定にされていた土地だったのですが、〇〇さんが申請されて間もなく亡くなられて、奥さんも高齢でそこを覗くことができなくなっていた土地なので、おそらく申請者自体が樹園地と書かなければいけないということで書いたのではないかと思います。とにかく土地が平面な土地であれば、栽培できる植物ということは聞いていますのですみませんが配慮願いたいと思います。
議 長 (兵頭委員)	事務局からも樹園地については書き違いではないかと出ておりましたのでそういうことで芝さんよろしいでしょうか。
芝 委 員	はい。
議 長 (兵頭委員)	他にご質問はございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。

議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代。)
議 長	議長を交代しました。
議 長	順位 2 番について、兵頭知幸 ^{ひょうどうともゆき} 委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号 1 3 番 兵頭です。 議案第 1 2 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 2 2 号 順位 2 番 説明】
兵 頭 委 員	3 月 1 2 日に譲受人、出口推進委員、事務局 2 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 2 2 号 順位 2 番 説明】
兵 頭 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議 長	毛利農業委員。
毛 利 委 員	はい。議席番号 1 2 番毛利です。1 つ訂正があるかと思います。一番最初の議案書のところの順位 2 番の譲受人の就業者数が 3 となっておりますけど 1 ではないですか。
議 長	事務局。
事 務 局	はい。毛利農業委員のおっしゃる通り 3 名ではなく 1 名ですので訂正をお願いいたします。失礼しました。
議 長	他にありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。

	よって、議案第１２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位２番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位３番について、 ^{まつうらさかえ} 松浦 栄 委員より説明願います。
松 浦 委 員	議席番号４番 松浦です。 議案第１２２号「農地法第３条の規定による許可申請について」、順位３番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第１２２号 順位３番 説明】
松 浦 委 員	３月１２日に譲受人、杉本推進委員、事務局２名、私の計５名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第１２２号 順位３番 説明】
松 浦 委 員	以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、松浦委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議 長	山本農業委員。
山 本 委 員	議席番号２番山本です。位置図にある２１３－２の上にですね建物があるような形になってますが、この建物は例えば過去に農業用倉庫で２００㎡未満で４条の転用ではなくて簡易な設備の届け出があるなら問題はないかと思いますが、届け出ではなくて４条の転用に該当するような土地であればですね、当然、無断で転用しているということで、始末書も必要だと思います。その辺はどうなんですか。
議 長	事務局。
事 務 局	はい。さきほど山本農業委員が言われた通り位置図を見たところ建物が見られますので２１３－２については申請者の〇〇さん及び〇〇書士にも確認を取りたいと思います。でまた、次の総会の時に報告させていただきます。
山 本 委 員	農業委員会の方に２００㎡未満の届け出はされていないんですか。
事 務 局	そこまではお調べできてないので、その点も確認します。
議 長	毛利農業委員。
毛 利 委 員	議席番号１２番毛利です。２１３－２の面積が１３１㎡なので２００㎡の

	倉庫が建つとも思わんし、グーグルマップで見たらそれほど大きな倉庫ではなかったと思います。
議 長	この案件につきましては事務局の方でよく確認してから、再度総会にかけることになります。中途半端な形で採決したくありませんので、次回ということで構いませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	この案件については今日のところは取り下げることになろうと思います。
議 長	続いて日程第3 議案第123号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{ひょうどうまさお} 兵頭正男委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号6番 兵頭です。 議案第123号「非農地証明願について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第123号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	3月12日に申請人、谷口農業委員、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第123号 順位1番 説明】
兵 頭 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議 長	山本農業委員。
山 本 委 員	議席番号2番山本です。非農地の認定につきまして5項目ぐらいあるかと思いますが。その中で農地転用許可を要しない等過去に転用が行われた土地というのがありまして、それを議案の中の理由の中に書かれております。それはそれでいいと思うのですが、ただ漠然としてよくわからないのでこの理由の中に例えば、3つほど基準項目、具体的に言いますと耕作不適等やむを得ない事情、あるいは農地への復旧が著しく困難な事情、あるいは農政上特に支障がないと認められる場合、の3つの基準があるかと思うのですがこれはどれに該当するのですか。
議 長	今、事務局それから山本農業委員と確認を取ったのですが、山本農業委員

	が言われとるのはどれに該当するかということで、別に異議を訴えているわけではなくて、そのところが知りたいということでした。事務局の方はきちっとして次回総会の際に報告するということでこの案件については賛否を問います。もしだめだということであれば挙手をお願いします。 議案第１２３号「非農地証明願について」、順位１番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第１２３号「非農地証明願について」、順位１番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第４ 議案第１２４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。 順位１番から３０番までを一括審議し、順位３１番から３２番については該当委員退席後に審議します。 事務局より説明願います。
事 務 局	それでは順位１番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第１２４号 順位１番から３０番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	ただ今、順位１番から３０番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１２４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位１番から３０番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。

		よって、議案第 1 2 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 1 番から 3 0 番は原案のとおり決定させていただきます。
議	長	やまもとの ぶお 山本伸男委員は退席願います。
		やまもとの ぶお (山本伸男委員 退席)
議	長	それでは順位 3 1 番から 3 2 番について事務局より説明願います。
		【議案書に基づき、議案第 1 2 4 号 順位 3 1 番から 3 2 番まで 説明】
事 務 局		以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、順位 3 1 番から 3 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
		(質問、意見等なし)
議	長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 3 1 番から 3 2 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、 挙手をお願いいたします。
各 委 員		(挙手)
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位 3 1 番から 3 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議	長	やまもとの ぶお 事務局は山本伸男委員を呼んできてください。
		やまもとの ぶお (山本伸男委員 着席)
議	長	それでは順位 3 3 番から 6 0 番について事務局より説明願います。
		【議案書に基づき、議案第 1 2 4 号 順位 3 3 番から 6 0 番まで 説明】
事 務 局		以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、順位 3 3 番から 6 0 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
		(質問、意見等なし)

議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 2 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 3 3 番から 6 0 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 2 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位 3 3 番から 6 0 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 3 3 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1 1 番
	1 2 番